

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市区役所等事務分掌規則及び北九州市職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】 3

◇ 告示

- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】 5
- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】 6
- 道路の区域決定【都市整備局道路部管理課】 7
- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】 9
- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】 19
- 出納員の事務の委任【会計室】 23

◇ 公告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課】 24

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 27
- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道保全課】 28

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市区役所等事務分掌規則及び北九州市職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険被保険者証の廃止に伴い、区役所の市民課及び出張所の事務分掌並びに区役所の国保年金課等の職員の兼務に係る規定を改めることにしました。

この規則は、令和6年12月2日から施行することにした。

北九州市区役所等事務分掌規則及び北九州市職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 4 3 号

北九州市区役所等事務分掌規則及び北九州市職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 北九州市区役所等事務分掌規則 (昭和 4 3 年北九州市規則第 7 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条 市民課市民係の項第 2 2 号及び同条市民課戸籍係の項第 1 1 号中「

松ヶ江出張所 (門司区役所)

大里出張所 (門司区役所)

曾根出張所 (小倉南区役所)

両谷出張所 (小倉南区役所)

及び被保険者証の交付」を削り、同条東谷出張所 (小倉南区役所) の項第 1

島郷出張所 (若松区役所)

折尾出張所 (八幡西区役所)

上津役出張所 (八幡西区役所)

八幡南出張所 (八幡西区役所)

3 号中「こと (」の次に「曾根出張所及び折尾出張所を除く出張所にあつては、」を加える。

(北九州市職員の兼務に関する規則の一部改正)

第 2 条 北九州市職員の兼務に関する規則 (平成 8 年北九州市規則第 7 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「戸籍住民課」を「区政推進課」に改める。

第 5 条第 3 号中「被保険者証」を「資格確認書」に改め、「及び記載の修正」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。ただし、第 2 条中北九州市職員の兼務に関する規則第 1 条の見出しの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和 7 年 7 月 3 1 日までの間、第 2 条の規定によ

る改正後の北九州市職員の兼務に関する規則第5条第3号の規定の適用については、同号中「資格確認書」とあるのは、「資格確認書及び被保険者証」とする。

北九州市告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和6年12月2日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
199	199号	前	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで	5.3 ～ 85.5	46,850.8
		後	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで	5.3 ～ 85.5	46,851.0

北九州市告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和6年12月2日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和6年12月2日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
199	199号	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで

北九州市告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和6年12月2日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3288	吉志2 41号 線	門司区吉志二丁目966番5 地先から 門司区吉志二丁目966番9 地先まで	6.0	72.4
3408	中井8 4号線	小倉北区中井五丁目9番44 地先から 小倉北区中井五丁目9番34 地先まで	6.0	75.3
3409	下到津 48号 線	小倉北区下到津一丁目198 番24地先から 小倉北区下到津一丁目198 番16地先まで	6.0	46.0
6344	上吉田 116 号線	小倉南区上吉田一丁目894 番29地先から 小倉南区上吉田一丁目894 番12地先まで	6.0 ～ 6.5	143.5
6345	上吉田 117 号線	小倉南区上吉田一丁目894 番28地先から 小倉南区上吉田一丁目894 番22地先まで	6.0	116.5
6364	上吉田	小倉南区上吉田一丁目894	2.0	62.4

	118 号線	番10地先から 小倉南区上吉田一丁目900 番1地先まで		
6373	上貫2 8号線	小倉南区上貫三丁目1172 番5地先から 小倉南区上貫三丁目1172 番15地先まで	6.0	65.6
6386	上吉田 119 号線	小倉南区上吉田一丁目901 番10地先から 小倉南区上吉田一丁目912 番14地先まで	5.0	34.3
3901	下原町 13号 線	若松区下原町6番32地先か ら 若松区下原町6番29地先ま で	6.0	41.7
6530	光明北 鷹見町 1号線	八幡西区光明二丁目1722 番24地先から 八幡西区北鷹見町431番1 3地先まで	16.9 ～ 18.0	181.7
1893	沢見1 6号線	戸畑区沢見一丁目10番20 地先から 戸畑区沢見一丁目10番25 地先まで	6.0	138.1

北九州市告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和6年12月2日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
1376	吉志5号線	前	門司区大字吉志914番2地先から 門司区大字吉志667番1地先まで	1.7 ～ 5.4	342.0
		後	門司区吉志三丁目914番2地先から 門司区吉志三丁目687番1地先まで	1.7 ～ 4.1	342.2
1382	吉志11号線	前	門司区大字吉志953番8地先から 門司区大字吉志970番1地先まで	5.2 ～ 5.9	153.9
		後	門司区吉志二丁目953番6地先から 門司区吉志二丁目970番1地先まで	5.5 ～ 6.3	154.1
1388	吉志17号線	前	門司区大字吉志822番1地先から 門司区大字吉志889番1地先まで	1.8 ～ 4.5	122.6

		後	門司区吉志三丁目 8 2 2 番 1 地先から 門司区吉志三丁目 8 8 9 番 1 地先まで	2.0 ～ 4.5	122.5
1 3 9 6	吉志 2 5 号線	前	門司区大字吉志 6 6 2 番 1 地先から 門司区大字吉志 6 8 6 番地 先まで	2.3 ～ 7.3	161.7
		後	門司区大字吉志 6 6 2 番 1 地先から 門司区吉志三丁目 6 8 6 番 地先まで	2.3 ～ 4.3	161.8
2 9 3 0	吉志 1 6 1 号 線	前	門司区大字吉志 9 5 4 番 9 地先から 門司区大字吉志 9 5 4 番 2 地先まで	6.0 ～ 10.7	129.6
		後	門司区吉志二丁目 9 5 4 番 9 地先から 門司区吉志二丁目 9 5 4 番 2 2 地先まで	6.0 ～ 6.1	129.6
3 0 7 9	吉志 1 9 0 号 線	前	門司区大字吉志 9 5 7 番 1 2 地先から 門司区大字吉志 9 5 7 番 2 地先まで	4.0 ～ 5.1	48.9
		後	門司区吉志二丁目 9 5 6 番 1 4 地先から 門司区吉志二丁目 9 5 7 番 2 地先まで	4.0 ～ 5.1	50.4
1 3 8 5	金田 2 号線	前	小倉北区金田二丁目 1 5 9 番 1 地先から 小倉北区金田二丁目 1 4 1 番 6 地先まで	1.1 ～ 2.5	108.0

		後	小倉北区金田二丁目159番1地先から 小倉北区金田二丁目141番6地先まで	1.1 ～ 2.5	107.8
1388	金田5号線	前	小倉北区金田二丁目220番14地先から 小倉北区金田二丁目156番10地先まで	1.5 ～ 4.7	101.6
		後	小倉北区金田二丁目159番4地先から 小倉北区金田二丁目156番10地先まで	1.5 ～ 5.1	102.0
1389	金田6号線	前	小倉北区金田二丁目158番1地先から 小倉北区金田二丁目159番1地先まで	1.8 ～ 1.9	44.5
		後	小倉北区金田二丁目158番1地先から 小倉北区金田二丁目159番1地先まで	1.9 ～ 2.0	44.3
1393	金田10号線	前	小倉北区金田二丁目155番5地先から 小倉北区金田二丁目6番18地先まで	5.6 ～ 7.7	466.7
		後	小倉北区金田二丁目155番5地先から 小倉北区金田二丁目6番18地先まで	5.6 ～ 7.7	466.7
1783	黒原21号線	前	小倉北区黒原三丁目114番14地先から 小倉北区黒原三丁目115番2地先まで	5.0 ～ 5.2	31.5

		後	小倉北区黒原三丁目 1 1 4 6 番 1 4 地先から 小倉北区黒原三丁目 1 1 5 2 番 1 地先まで	5.0 ～ 5.2	33.9
1 7 8 6	黒原 2 4 号線	前	小倉北区黒原三丁目 1 番 6 地先から 小倉北区黒原三丁目 1 1 5 2 番 1 地先まで	3.4 ～ 4.4	153.6
		後	小倉北区黒原三丁目 1 番 6 地先から 小倉北区黒原三丁目 1 1 5 2 番 1 地先まで	3.2 ～ 4.6	151.6
2 0 3 6	菜園場 2 号線	前	小倉北区菜園場二丁目 3 7 番地先から 小倉北区菜園場二丁目 6 番 地先まで	5.9 ～ 6.1	160.2
		後	小倉北区菜園場二丁目 3 7 番地先から 小倉北区菜園場二丁目 6 番 地先まで	5.8 ～ 6.1	160.1
2 0 8 3	下到津 2 8 号 線	前	小倉北区下到津一丁目 2 1 4 番地先から 小倉北区下到津一丁目 2 1 4 番 1 地先まで	2.9 ～ 6.6	137.3
		後	小倉北区下到津一丁目 1 9 8 番 2 2 地先から 小倉北区下到津一丁目 2 1 4 番 1 地先まで	2.9 ～ 7.5	137.1
2 5 8 7	中井 2 4 号線	前	小倉北区中井五丁目 9 番 7 地先から 小倉北区中井五丁目 8 番 1 5 地先まで	6.0	119.1

		後	小倉北区中井五丁目9番7 地先から 小倉北区中井五丁目8番1 5地先まで	6.0	118.7
2588	中井2 5号線	前	小倉北区中井五丁目15番 14地先から 小倉北区中井五丁目6番3 地先まで	5.9 ～ 7.1	379.2
		後	小倉北区中井五丁目15番 14地先から 小倉北区中井五丁目6番3 地先まで	5.9 ～ 7.1	379.1
1300	上吉田 13号 線	前	小倉南区上吉田一丁目80 6番1地先から 小倉南区中吉田六丁目88 2番20地先まで	3.7 ～ 7.4	286.4
		後	小倉南区上吉田一丁目80 6番1地先から 小倉南区中吉田六丁目88 2番20地先まで	3.8 ～ 7.4	286.3
1302	上吉田 15号 線	前	小倉南区上吉田一丁目81 7番3地先から 小倉南区上吉田一丁目83 2番6地先まで	2.2 ～ 5.5	279.6
		後	小倉南区上吉田一丁目89 4番30地先から 小倉南区上吉田一丁目83 2番6地先まで	2.2 ～ 6.0	273.4
1314	上吉田 27号 線	前	小倉南区上吉田一丁目93 3番2地先から 小倉南区上吉田一丁目93 3番4地先まで	3.7 ～ 8.6	69.1

		後	小倉南区上吉田一丁目 9 3 3 番 2 地先から 小倉南区上吉田一丁目 9 4 2 番 1 6 地先まで	3.7 ～ 5.5	69.0
3 2 5 6	貫 2 5 号線	前	小倉南区大字貫 9 9 2 番地 先から 小倉南区上貫三丁目 9 9 3 番 3 地先まで	4.4 ～ 4.5	31.2
		後	小倉南区上貫三丁目 9 9 2 番 9 地先から 小倉南区上貫三丁目 9 9 3 番 3 地先まで	4.5	30.7
3 4 7 3	貫 2 4 2 号線	前	小倉南区大字貫 1 1 7 2 番 地先から 小倉南区上貫三丁目 1 1 7 6 番 1 4 地先まで	4.2 ～ 7.2	87.1
		後	小倉南区上貫三丁目 1 1 7 1 番 2 4 地先から 小倉南区上貫三丁目 9 9 2 番 1 1 地先まで	4.7 ～ 7.2	87.6
5 1 9 7	上吉田 9 1 号 線	前	小倉南区上吉田一丁目 9 0 1 番 2 地先から 小倉南区上吉田一丁目 9 1 2 番 4 地先まで	5.0 ～ 5.3	105.3
		後	小倉南区上吉田一丁目 9 0 1 番 1 4 地先から 小倉南区上吉田一丁目 9 1 2 番 4 地先まで	5.1 ～ 6.2	105.8
5 2 7	本町小 竹 1 号 線	前	若松区本町二丁目 9 0 9 番 2 地先から 若松区大字小竹 1 1 1 2 番 2 地先まで	6.3 ～ 42.6	5,957.7

		後	若松区本町二丁目909番 2地先から 若松区大字小竹1112番 2地先まで	6.3 ～ 42.6	5,957.7
714	赤崎町 小糸町 1号線	前	若松区赤崎町2番3地先か ら 若松区小糸町4番23地先 まで	17.2 ～ 20.0	838.8
		後	若松区赤崎町2番3地先か ら 若松区小糸町4番23地先 まで	17.2 ～ 20.0	838.2
2051	下原町 3号線	前	若松区下原町3番8地先か ら 若松区下原町6番5地先ま で	5.8 ～ 6.3	160.9
		後	若松区下原町3番6地先か ら 若松区下原町6番5地先ま で	5.9 ～ 6.3	162.1
2285	棚田町 1号線	前	若松区棚田町1番1地先か ら 若松区棚田町12番6地先 まで	5.5 ～ 6.0	512.6
		後	若松区棚田町1番1地先か ら 若松区棚田町12番2地先 まで	5.1 ～ 6.1	512.5
2286	棚田町 2号線	前	若松区棚田町2番1地先か ら 若松区棚田町11番24地 先まで	5.3 ～ 6.2	427.1

		後	若松区棚田町 2 番 1 地先から 若松区棚田町 1 1 番 2 4 地先まで	5.2 ～ 6.2	428.1
2 2 9 3	棚田町 9 号線	前	若松区棚田町 1 4 番 8 地先から 若松区棚田町 1 3 番 4 地先まで	5.6 ～ 5.9	86.4
		後	若松区棚田町 1 4 番 7 地先から 若松区棚田町 1 3 番 4 地先まで	5.6 ～ 5.9	86.3
2 2 9 4	棚田町 1 0 号線	前	若松区棚田町 1 3 番 3 地先から 若松区棚田町 1 5 番 1 1 地先まで	4.1 ～ 6.1	107.5
		後	若松区棚田町 1 3 番 3 地先から 若松区棚田町 1 5 番 1 1 地先まで	4.8 ～ 6.1	107.4
1 9 2 3	折尾 8 号線	前	八幡西区折尾一丁目 1 5 9 6 番 1 3 地先から 八幡西区折尾一丁目 2 4 2 4 番 1 地先まで	2.9 ～ 5.6	72.3
		後	八幡西区折尾一丁目 1 5 9 6 番 1 3 地先から 八幡西区中須二丁目 4 0 8 番 4 地先まで	2.8 ～ 3.0	71.3
1 9 2 4	折尾 9 号線	前	八幡西区折尾一丁目 1 5 7 0 番 1 0 地先から 八幡西区折尾一丁目 1 5 9 6 番 9 地先まで	4.3 ～ 16.4	253.1

		後	八幡西区折尾一丁目157 0番10地先から 八幡西区折尾一丁目159 6番9地先まで	5.1 ～ 12.6	253.4
2480	北鷹見 町1号 線	前	八幡西区北鷹見町379番 地先から 八幡西区北鷹見町473番 2地先まで	4.0 ～ 6.2	373.4
		後	八幡西区北鷹見町379番 地先から 八幡西区北鷹見町473番 2地先まで	4.0 ～ 6.2	373.8
2482	北鷹見 町3号 線	前	八幡西区北鷹見町421番 6地先から 八幡西区北鷹見町487番 2地先まで	3.4 ～ 11.3	268.5
		後	八幡西区北鷹見町422番 1-2地先から 八幡西区北鷹見町487番 2地先まで	3.4 ～ 11.3	262.0
2942	光明2 3号線	前	八幡西区光明二丁目178 5番6地先から 八幡西区光明二丁目242 4番1地先まで	4.4 ～ 7.6	381.1
		後	八幡西区光明二丁目178 5番6地先から 八幡西区光明二丁目242 4番1地先まで	4.4 ～ 7.6	380.4
3930	中須1 2号線	前	八幡西区中須二丁目390 番10地先から 八幡西区中須二丁目413 番地先まで	3.4 ～ 12.2	390.1

		後	八幡西区中須二丁目390番10地先から 八幡西区中須二丁目408番4地先まで	3.4 ～ 12.2	389.4
1208	沢見3号線	前	戸畑区沢見一丁目14番地先から 戸畑区沢見一丁目10番地先まで	7.1 ～ 7.4	199.1
		後	戸畑区沢見一丁目14番地先から 戸畑区沢見一丁目10番20地先まで	7.1 ～ 7.3	199.3
1217	沢見12号線	前	戸畑区沢見一丁目10番地先から 戸畑区沢見一丁目9番地先まで	6.0	134.3
		後	戸畑区沢見一丁目10番5地先から 戸畑区沢見一丁目9番1地先まで	6.0 ～ 6.2	134.7

北九州市告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和6年12月2日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和6年12月2日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
1376	吉志5号線	門司区吉志三丁目914番2地先から 門司区吉志三丁目687番1地先まで
1382	吉志11号線	門司区吉志二丁目953番6地先から 門司区吉志二丁目970番1地先まで
1388	吉志17号線	門司区吉志三丁目822番1地先から 門司区吉志三丁目889番1地先まで
1396	吉志25号線	門司区大字吉志662番1地先から 門司区吉志三丁目686番地先まで
2930	吉志161号線	門司区吉志二丁目954番9地先から 門司区吉志二丁目954番22地先まで
3079	吉志190号線	門司区吉志二丁目956番14地先から 門司区吉志二丁目957番2地先まで
3288	吉志241号線	門司区吉志二丁目966番5地先から 門司区吉志二丁目966番9地先まで
1385	金田2号線	小倉北区金田二丁目159番1地先から 小倉北区金田二丁目141番6地先まで
1388	金田5号線	小倉北区金田二丁目159番4地先から 小倉北区金田二丁目156番10地先まで

1 3 8 9	金田 6 号 線	小倉北区金田二丁目 1 5 8 番 1 地先から 小倉北区金田二丁目 1 5 9 番 1 地先まで
1 3 9 3	金田 1 0 号線	小倉北区金田二丁目 1 5 5 番 5 地先から 小倉北区金田二丁目 6 番 1 8 地先まで
1 7 8 3	黒原 2 1 号線	小倉北区黒原三丁目 1 1 4 6 番 1 4 地先から 小倉北区黒原三丁目 1 1 5 2 番 1 地先まで
1 7 8 6	黒原 2 4 号線	小倉北区黒原三丁目 1 番 6 地先から 小倉北区黒原三丁目 1 1 5 2 番 1 地先まで
2 0 3 6	菜園場 2 号線	小倉北区菜園場二丁目 3 7 番地先から 小倉北区菜園場二丁目 6 番地先まで
2 0 8 3	下到津 2 8 号線	小倉北区下到津一丁目 1 9 8 番 2 2 地先から 小倉北区下到津一丁目 2 1 4 番 1 地先まで
2 5 8 7	中井 2 4 号線	小倉北区中井五丁目 9 番 7 地先から 小倉北区中井五丁目 8 番 1 5 地先まで
2 5 8 8	中井 2 5 号線	小倉北区中井五丁目 1 5 番 1 4 地先から 小倉北区中井五丁目 6 番 3 地先まで
3 4 0 8	中井 8 4 号線	小倉北区中井五丁目 9 番 4 4 地先から 小倉北区中井五丁目 9 番 3 4 地先まで
3 4 0 9	下到津 4 8 号線	小倉北区下到津一丁目 1 9 8 番 2 4 地先から 小倉北区下到津一丁目 1 9 8 番 1 6 地先まで
1 3 0 0	上吉田 1 3 号線	小倉南区上吉田一丁目 8 0 6 番 1 地先から 小倉南区中吉田六丁目 8 8 2 番 2 0 地先まで
1 3 0 2	上吉田 1 5 号線	小倉南区上吉田一丁目 8 9 4 番 3 0 地先から 小倉南区上吉田一丁目 8 3 2 番 6 地先まで
1 3 1 4	上吉田 2 7 号線	小倉南区上吉田一丁目 9 3 3 番 2 地先から 小倉南区上吉田一丁目 9 4 2 番 1 6 地先まで
3 4 7 3	貫 2 4 2 号線	小倉南区上貫三丁目 1 1 7 1 番 2 4 地先から 小倉南区上貫三丁目 9 9 2 番 1 1 地先まで

5 1 9 7	上吉田 9 1 号線	小倉南区上吉田一丁目 9 0 1 番 1 4 地先から 小倉南区上吉田一丁目 9 1 2 番 4 地先まで
6 3 4 4	上吉田 1 1 6 号線	小倉南区上吉田一丁目 8 9 4 番 2 9 地先から 小倉南区上吉田一丁目 8 9 4 番 1 2 地先まで
6 3 4 5	上吉田 1 1 7 号線	小倉南区上吉田一丁目 8 9 4 番 2 8 地先から 小倉南区上吉田一丁目 8 9 4 番 2 2 地先まで
6 3 6 4	上吉田 1 1 8 号線	小倉南区上吉田一丁目 8 9 4 番 1 0 地先から 小倉南区上吉田一丁目 9 0 0 番 1 地先まで
6 3 7 3	上貫 2 8 号線	小倉南区上貫三丁目 1 1 7 2 番 5 地先から 小倉南区上貫三丁目 1 1 7 2 番 1 5 地先まで
6 3 8 6	上吉田 1 1 9 号線	小倉南区上吉田一丁目 9 0 1 番 1 0 地先から 小倉南区上吉田一丁目 9 1 2 番 1 4 地先まで
5 2 7	本町小竹 1 号線	若松区本町二丁目 9 0 9 番 2 地先から 若松区大字小竹 1 1 1 2 番 2 地先まで
7 1 4	赤崎町小 糸町 1 号 線	若松区赤崎町 2 番 3 地先から 若松区小糸町 4 番 2 3 地先まで
2 0 5 1	下原町 3 号線	若松区下原町 3 番 6 地先から 若松区下原町 6 番 5 地先まで
2 2 8 5	棚田町 1 号線	若松区棚田町 1 番 1 地先から 若松区棚田町 1 2 番 2 地先まで
2 2 8 6	棚田町 2 号線	若松区棚田町 2 番 1 地先から 若松区棚田町 1 1 番 2 4 地先まで
2 2 9 3	棚田町 9 号線	若松区棚田町 1 4 番 7 地先から 若松区棚田町 1 3 番 4 地先まで
2 2 9 4	棚田町 1 0 号線	若松区棚田町 1 3 番 3 地先から 若松区棚田町 1 5 番 1 1 地先まで

3901	下原町1 3号線	若松区下原町6番32地先から 若松区下原町6番29地先まで
1923	折尾8号 線	八幡西区折尾一丁目1596番13地先から 八幡西区中須二丁目408番4地先まで
1924	折尾9号 線	八幡西区折尾一丁目1570番10地先から 八幡西区折尾一丁目1596番9地先まで
2480	北鷹見町 1号線	八幡西区北鷹見町379番地先から 八幡西区北鷹見町473番2地先まで
2482	北鷹見町 3号線	八幡西区北鷹見町422番1-2地先から 八幡西区北鷹見町487番2地先まで
2942	光明23 号線	八幡西区光明二丁目1785番6地先から 八幡西区光明二丁目2424番1地先まで
3930	中須12 号線	八幡西区中須二丁目390番10地先から 八幡西区中須二丁目408番4地先まで
6530	光明北鷹 見町1号 線	八幡西区光明二丁目1722番24地先から 八幡西区北鷹見町431番13地先まで
1208	沢見3号 線	戸畑区沢見一丁目14番地先から 戸畑区沢見一丁目10番20地先まで
1217	沢見12 号線	戸畑区沢見一丁目10番5地先から 戸畑区沢見一丁目9番1地先まで
1893	沢見16 号線	戸畑区沢見一丁目10番20地先から 戸畑区沢見一丁目10番25地先まで

北九州市告示第453号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる箇所に設置された出納員をして同表の中欄に掲げる箇所に設置された分任出納員にそれぞれ任命された日をもって同表の右欄に掲げる事務を委任させる。

令和6年12月2日

北九州市長 武内和久

本庁

総務市民局市民部 区政推進課	戸籍住民係	出納員の命を受けて、北九州市マイナンバーカードサテライトコーナーにおいて取り扱う手数料等の収納
-------------------	-------	---

北九州市公告第841号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年12月2日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量 北九州市立学校GIGA端末等借入れ及び保守・運用 一式
- (2) 履行の内容等 入札仕様書に定めるとおり
- (3) 履行期間 令和7年9月1日から令和12年8月31日まで
- (4) 履行場所 本市の指定する場所
- (5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので、性能、機能、技術等に関する提案書類及び入札書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。詳しくは入札説明書による。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年12月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 総合評価のための書類の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課

イ 日時 この公告の日から令和6年12月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 競争参加資格の確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年12月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加資格の確認申請書を、北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課に提出しなければならない。

- (4) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第二入札室

イ 日時 令和7年1月8日午後2時

- (5) 郵送による場合の総合評価のための書類の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年1月23日午後5時までに必着のこと。

- (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第二入札室

イ 日時 令和7年1月24日午後2時

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

- (4) 落札者の決定方法

ア 落札候補者が提出した総合評価のための書類について、入札説明書に示す総合評価の方法によって総合評価を行う。得られた総合評価点数の最も高い者を落札者とする。

イ 詳しくは入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3445

6 Summary

(1) Product and Quantity

Leasing, maintaining and to operate the digital terminals etc under GIGA School Program for Kitakyushu City Schools

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., January 24, 2025

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., January 23, 2025

(4) For further information, please contact : Digital Education

Development Division, Next Generation Education Development Department,
Board of Education, City of Kitakyushu, 1-1 Otemachi, Kokurakita-ku,
Kitakyushu-city 803-8510 Japan TEL 093-582-3445

北九州市上下水道局告示第33号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月2日

北九州市上下水道局長 持山泰生

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
N-183	株式会社M. A . D. E	宮川大輝	北九州市八幡西 区小嶺二丁目4 番30-103 号	令和6年1 2月2日
F-242	株式会社日本水 道修理センター	米田昌弘	山口県下関市富 任町一丁目1番 9号	令和6年1 2月2日

北九州市上下水道局告示第34号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和6年12月2日

北九州市上下水道局長 持山泰生

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
6168	株式会社 M.A.D.E 宮川大輝	八幡西区小嶺二丁目4 番30号 ヴァリオブ ランカ103号	令和6年12月1日か ら令和11年5月31 日まで